

鎌情・個審議第12号

平成20年3月24日

鎌倉市長 石渡徳一様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 安富潔

個人情報保護制度における防犯カメラの取扱いについて（答申）

鎌倉市情報公開条例第27条第2項の規定に基づき、平成20年1月10日付け鎌総第1048号をもって諮問のありました事案につきましては、次のように思料しますので答申します。

1 防犯カメラの設置について

防犯カメラの設置の可否は、施設管理者の行政運営上の裁量の問題であり、当審議会の所掌するところではない。しかし、録画機能を有するものを設置し録画する場合は、個人情報保護上の問題が存在するので、次項以下に述べるとおり鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき適切に取り扱う必要がある。

2 映像の記録について

（1）個人情報該当性について

録画された映像は、少なくとも特定の個人を識別することができる画像を含んでいる場合があると思われるため、映像全体が条例第2条第1号に規定する個人情報を含む情報であると解すべきである。

（2）録画の可否について

条例は、第8条（収集の制限）第1項において、「個人情報を収集するときは、取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明らかにして、本人から直接収集しなければならない」と規定している。

本項は、①取扱目的を明示すること、②本人から直接収集すること、の二点を規定していることは明確であるが、当然にその前提として本人の同意があることを想定していると考えられる。

一般に、防犯カメラを設置している場合、防犯カメラを設置している旨又は稼動中である旨を表示していることが多いが、これらの表示のみでは上記の取扱目的を明示していないことは明白であり、仮に取扱目的を表示したとしても、表示するのみでは本人が了知しない場合もあり、本項の前提条件である本人の同意を得ているとは言い難い。

従って、本人の同意を得ることなく本人から収集していると考えられるが、このような場合の取扱いについて、条例は言及していない。このことは本人から直接収集するにもかかわらず本人の同意を得ていない場合を、条例は想定していないと考えられる。

このような状況を踏まえた上で、録画することの是非を考察すれば、防犯目的も含めて施設の安全管理を図る上で、防犯カメラの有用性は大きなものがあり、また、近年においては社会一般の要請もあると考えられる。防犯カメラによる映像は、動画による肖像を含むものであり、その取扱いを誤った場合は、肖像権等の個人の権利利益の侵害に繋がる恐れがあるとしても、個人情報の取扱いについて、条例の規定に基づき適切に行った上で、防犯カメラを運用することにはなお合理性があると言える。

3 取扱目的について

上記のとおり、防犯カメラにより、本人の同意を得ることなく録画することに合理性があるのは、施設の安全管理に資する場合等、その取扱目的に合理性がある場合である。従って、防犯カメラを運用する場合は、その取扱目的を明確にし、当該目的の範囲内で運用しなければならないものである。また、防犯カメラを設置する場所、撮影する範囲、台数等は当該目的を遂行する上で必要がある限度において適切に行われるよう配慮しなければならない。

これらを検証するために、防犯カメラを設置しようとする実施機関は、条例第7条第1項の規定による届出を行うことが適当である。

4 利用又は提供について

防犯カメラにより収集された個人情報の利用又は提供については、条例に基づく手続きを経るなど適切に行う必要がある。